

第4章

きめ細やかな「教育」で豊かな心と健やかな体を育むまちづくり



第1節 学校教育

現状・課題

- ☆変化の激しい社会を子どもたちが主体的、創造的に生き抜いていくためには、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させる必要があります。さらに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力や意欲的に学習に取り組む姿勢を養うことが重要です。
- ☆基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力を育む必要があります。
- ☆今後、学校の教育活動を一層充実させるため、認定こども園、家庭、地域社会などとの連携のもと、地域の教育力や教育資源を積極的に活用した豊かな体験活動の実施など、特色ある教育活動を展開することが重要です。
- ☆グローバル化の進展やICTの発達や普及に伴い、変化の激しい社会へ移行しています。そのような中で、国際化に対応する能力や情報活用の基礎的な資質や能力を育成していくことなど、今日的課題に対応した教育の必要性が高まっています。

施策の展開



1. 確かな学力の育成

(1) 学ぶ意欲と基礎学力の向上

- 多様な指導方法により子どもたちの学習意欲の向上を図るとともに、きめ細やかな指導の充実に努め、学校間の連携を図りながら基礎学力の向上に努めます。

(2) 生活・学習習慣の確立

- 基本的生活習慣や家庭での学習習慣を身に付けることができるよう、家庭や地域と連携し、その確立を図ります。

(3) 地域学習の推進

- 地域の人材や資源を活用したさまざまな学習や体験を通じたふるさと教育を推進します。

(4) 社会の変化に対応した教育の推進

- 国際化や情報化など、社会の変化に対応した教育の推進と教育環境の整備を図ります。

2. 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 豊かな人間性の育成

- 総合的な学習の時間の活用や地域での多様な体験活動などにより、思いやりの心や道徳心を育み、豊かな人間性の育成を図り、子どもたちの生きる力を育む教育を推進します。

(2) 学びや支援の継続による切れ目のない環境づくり

- 子育て、保育、教育が一貫した環境での学びの連続性および支援の連続性を推進し、子どもたちの健やかな成長のため、子育て環境の充実、学校教育の振興を図ります。

(3) 体力の向上と健康教育の推進

- 心身ともに健やかな育ちを支えるため、運動に親しむ習慣と基礎体力づくりを進めるとともに、健康教育の充実に努めます。



3. 地域と連携した教育力の向上

(1) 関係機関との連携

- 学校内の課題に対し、学校・家庭・地域や関係機関との連携の強化を図るとともに、日常的な教育相談の体制整備を推進します。

(2) 地域との連携の強化

- 学校の教育力向上のため、地域や学校支援地域本部事業によるボランティアなどの人材とのネットワークづくりの推進を図ります。

(3) 教育力の向上

- 多様化する教育課題に対応するため、教職員研修の参加促進を図り、高い指導力と専門性を備えることができるよう、教育力向上のための支援を図ります。

4. 学習環境の充実と安全教育の推進

(1) 学習環境の充実

- 各学校の老朽化した施設の計画的な改修や更新を行うとともに、各学校の状況に応じた学習環境の充実を図ります。

(2) 安全・安心のための体制づくり

- 校内の危機管理に対する意識を高め、子どもたちの安全確保のため、安全教育の推進と地域と連携した安全対策の取り組みを推進します。

5. 開かれた学校づくり

(1) 地域との連携

- 学校評議員制度の活用や地域が参画するコミュニティ・スクール導入の検討など、地域の人材の関わりによる結びつきを強め、学校と地域が一体となりながら開かれた学校づくりを推進します。

(2) 特色ある学校づくりの推進

- 地域資源の活用や地域との交流を進めながら特色ある学校づくりを図ることにより、生きる力を育む教育を推進します。



6. 食育事業の推進と魅力ある給食の提供

(1) 食育の推進

- 食生活習慣に関する学習や地元農畜産物を食材として活用することにより食育事業を推進します。

(2) 安全・安心な給食の提供

- 衛生的な給食の提供のため、老朽化した施設の計画的な更新とともに、異物混入防止やアレルギー対応などの安全対策を推進します。

7. 学びのための教育環境の充実

(1) 就学援助の推進

- 就学に関する機会の均等を図るため、就学援助制度の継続と充実を図ります。

(2) 就学環境の充実

- 特別な支援を要する児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制の充実と特別支援に関わる関係機関との連携の強化を図ります。

(3) 通学対策の充実

- 遠距離通学対策としてのスクールバスの安全運行のため、安全教育の徹底と車両の更新を進めます。
- 高等学校や大学、専門学校などへの通学費について、助成制度を継続します。

(4) 就学に関する機会の均等

- 奨学資金貸付制度の継続と充実を図り、義務教育以降の教育機会の均等を確保するほか、地元への定着に努めます。

8. 訓子府高校の振興と存続

- 訓子府高校の振興対策の充実を図るとともに、地域との連携や交流を進め、特色ある高校づくりのための支援を継続します。



第2節 社会教育

現状・課題

- ☆少子化や核家族化などの影響により、団体・集団活動を行うことが困難になっている中で、子ども会活動の活性化や放課後におけるさまざまな体験活動などが求められています。
- ☆青少年活動の拠点である青少年研修館が建設から30年以上を経過したことから、老朽化に伴う整備が課題となっています。
- ☆仕事をリタイヤした後の生きがいづくりや地域活動を視野に入れた学習機会の充実が求められています。
- ☆高齢者教育推進事業の一つとして開設している「若がえり学級」では、男性の参加者が少ないことから、男性が参加、活動しやすい環境をつくり出すことが課題となっています。
- ☆地域の力を高めるために各地域で展開している実践活動における交流や情報共有、地域実態の点検と方策の検討、まちづくりの担い手の確保などが課題となっています。
- ☆平成21年度より本格的に学校支援地域本部事業を開始しましたが、地域のボランティアや地域コーディネーターの活躍で大きな成果を収めています。

施策の展開

1. 青少年教育の充実

(1) 子ども会活動の活性化

- 会員の減少に伴い、複数の子ども会による行事開催など、合同での活動の実施を検討します。
- ジュニアリーダーの発掘や養成を推進します。

(2) 体験活動の充実

- 自然体験・生活体験・防災体験などの体験活動の充実や、地域との交流を図るための「通学合宿」を推進します。

(3) 青年団体活動の促進

- 青年団体の活発な活動を支援するとともに、近隣の青年団体との情報交換や交流機会の充実を図ります。

(4) 青少年の学習・ボランティア活動の充実

- 産業後継者研修や異業種間交流による担い手に対する学習機会の充実を図るとともに、関係機関との連携などにより行政的な学習支援を図ります。
- 青少年ボランティアの養成活動の推進を図ります。

(5) 青少年研修館の整備

- 青少年活動の拠点である青少年研修館については、老朽化のため、整備に向けた検討を進めます。

2. 成人教育の充実

(1) 学習機会の充実

- 地域課題や生活課題の発見・解決学習を実施し、学習成果を地域に生かすことができるような仕組みづくりを推進します。
- 気軽に参加できる各種学級・講座を実施し、それをきっかけとしたサークル化への支援を行います。



(2) 団体活動への支援

○社会教育に取り組む各種グループや団体活動への支援を図ります。

3. 高齢者の学習支援**(1) 高齢者の健康・体力づくりと学習活動の推進**

○社会体育や福祉部門との連携を図り、年代にあった高齢者の健康・体力づくりと学習活動を推進します。

(2) 世代間交流の推進

○高齢者世代と青少年世代との体験活動や事業を通じた世代間交流を推進します。

4. 公民館の運営・整備**(1) 人に優しく、利用しやすい公民館**

○子どもを持つ母親や高齢者、障がいのある人などに優しい施設を目指すとともに、施設利用方法の周知を行うなど、利用しやすい施設運営に努めます。

(2) 公民館の整備

○施設の長寿命化を考慮した大規模改修の実施を検討します。

5. まちづくり活動との連携**(1) まちづくり学習の充実**

○関係機関と連携を図りながら、まちづくりに関する学習機会を充実させ、まちづくりや地域活動の担い手の養成を図ります。

(2) 地域に出向く社会教育活動の推進

○巡回講座の実施などにより、地域実態の把握と地域での活動の推進を図ります。

6. 地域や関係機関・団体との連携**(1) 学校支援地域本部事業の充実**

○地域力を学校教育に生かす学校支援地域本部事業の充実を図ります。

(2) 関係機関・団体との連携

○さまざまな地域課題について、関係機関や団体、一般行政部門との連携を図りながら課題解決のための学習を通じた事業を推進します。



第3節 文化芸術

現状・課題

- ☆文化芸術の振興については、住民自らによる学習と活動の成果発表の場が必要であり、文化祭などの発表の場のほかに広く住民が文化芸術に触れる機会が求められています。
- ☆住民と共に文化芸術活動に取り組み、まちづくりへとつながる人材育成を図るため、総合的な文化芸術活動や事業の展開を図る必要があることから、次世代へつなぐ「文化芸術活動基本方針」を策定し、「パブリックアート*によるまちづくり事業」などを展開する予定です。
- ☆住民の貴重な財産である文化財を活用した郷土学習機会の提供と次世代への継承が課題となっています。また、平成16年に開館した「くねっぶ歴史館」は、旧役場庁舎を改修して10年が経過し、今後は屋根や外壁、床などの部分的な改修が必要となってくるのが予想されます。歴史館を住民の郷土学習に役立つ拠点施設として位置付け、まちの歴史的建造物として保存するためにも施設の適正な維持管理を行う必要があります。

施策の展開

1. 文化芸術活動の推進

(1) 文化芸術活動の支援

- 文化芸術事業として住民の創作活動や学習・練習成果発表の機会を設けるとともに、住民による文化芸術活動を支援します。

(2) 文化芸術に触れる環境整備

- 子どもから高齢者まで誰もが気軽に多彩な文化芸術に触れることができるよう、鑑賞機会の充実に努め、社会教育施設をはじめ公園なども含めた町内全域でその環境づくりを推進します。

(3) 文化芸術による人材の育成

- 多彩な文化芸術活動に触れる機会の提供と人材育成を目的とした「パブリックアートによるまちづくり事業」などの文化芸術事業に取り組む中で、まちづくりへ積極的に参画する人材の育成を図ります。



2. 郷土学習の充実

(1) 郷土学習機会の提供

○郷土の歴史・生活・文化を後世に語り継ぐため、資料による説明、技の実演などを行う「歴史館語りべ」事業を推進します。

(2) 史跡・遺跡・樹木などの保存と周知

○本町の歴史に深く関わりのある場所や地域のシンボルとして大切に育てられた樹木などを保存し、広く周知を図るとともに、学習活動を展開します。

(3) 文化財の保護と活用

○くねっぷ歴史館を拠点とした歴史的資料や文化財の収集・保存を行い、町指定文化財や開拓資料収集、歴史館講座などの事業を通して、郷土学習を推進します。

(4) 郷土の保全

○本町の豊かな自然を保護し、住民がいつまでも大切にしたいと思う郷土を後世に残すよう努めます。

(5) 歴史館の適正管理

○経年劣化に伴う改修を計画的に実施し、効率的かつ効果的な維持管理を図ります。

*パブリックアート～市民が自由に出入りできる公共空間に設置される芸術作品。道路、広場、公園など屋外の彫刻や立体造形物、公共施設内の壁画などを指す。



第4節 図書館

現状・課題

- ☆近年、インターネットの普及などさまざまな要因から、子どもの読書離れが危惧されているため、より活発に子どもの読書活動推進に取り組む必要があります。また、乳幼児から高齢者まで生涯にわたり読書を楽しめる機会づくりや環境整備が必要です。
- ☆現在の図書館は、昭和59年に開館し、子どもから高齢者まで多くの住民に利用されてきましたが、開館時に25,000冊であった蔵書は、現在、72,480冊（平成27年度末）を数え、施設の狭あい化や建設から30年を超え、設備関係の老朽化などにより新たな施設整備が必要となっています。

施策の展開

1. 図書館施設の整備充実

- 施設の整備に向けた準備を進め、「新しい図書館」における機能の充実に対応できる施設を目指すとともに、計画的な蔵書構成の構築を推進します。

2. 図書館活動の充実

(1) 読書活動の推進

- 各学校や学校図書館との連携をさらに深め、児童・生徒の読書力を高めていくよう、子どもの読書活動を推進するとともに、乳幼児から高齢者までさまざまな年代に対応したサービスを展開し、読書を楽しめる環境の整備を図ります。

(2) 図書館資料などの充実

- 図書などの資料の充実を図るとともに、活字以外のメディア資料および機器、情報アクセス環境などの整備を図ります。

(3) 図書サービスの充実

- 「資料・情報の提供」をサービスの中心として、住民の知的要求、学習、悩みや課題を解決していくための支援を行います。
- 図書の宅配サービスや点字資料・視聴覚資料の整備などにより高齢者や障がいのある人の読書活動を推進します。
- 利用者の期待に応える体制の整備を図るとともに、住民がより利用しやすい運営に努めます。

(4) 全域サービスの推進

- 移動図書などの「届ける」サービスを推進し、地域などの要望に応じてサービス・スポット（巡回先）の追加についても検討します。

(5) コンピュータシステムの活用

- コンピュータシステムの活用により図書館業務の迅速化、効率化を図るほか、インターネットを活用した住民への情報提供機能の充実を図ります。



第5節 社会体育

現状・課題

☆東京オリンピックが2020年に開催されることから、スポーツへの関心が高まりつつありますが、本町の各成人スポーツ団体は、人口減少や会員の高齢化などにより会員が減少傾向であり、その傾向は特に高齢者が中心のスポーツ団体に顕著に見られ、活動も衰退傾向にあります。

☆地域のコミュニティ意識の希薄化による高齢者の孤立や子ども、成人などの体力低下を防ぐために、スポーツの面白さを広め、住民自らが運動する機会をつくる必要があります。

☆近年、健康増進のため、スポーツを楽しむといった住民ニーズが高まっています。このことから生涯を通して、誰もがいつでも気軽にスポーツに親しみ、健康で充実した生活を営むことができる生涯スポーツ社会の推進が求められています。

☆現在のスポーツセンターは、昭和53年に開館し、気軽にスポーツに親しめる場所として多くの住民の健康づくりの拠点となっています。しかし、平成26年度に実施した耐震診断において、震度5強以上の地震で崩壊する恐れがあると診断されたため、住民の安全・安心の確保から早急な建て替えが必要となっています。



施策の展開

1. 社会体育施設の整備充実

- スポーツセンターの建て替えにあたっては、可能な限り住民の意見を取り入れ、スポーツの拠点として、競技スポーツや障がい者スポーツ、住民のライフスタイルに応じた多様なスポーツなどに対応し、誰もが気軽に健康づくりや体力づくり、スポーツに親しみ、地域のコミュニケーションを図ることができる施設となるように努めます。
- スポーツセンター以外の社会体育施設の整備にあたっては、計画的かつ適切な維持管理、更新に努め、運営の充実を図ります。



2. スポーツ活動の活性化

(1) スポーツ活動の推進

- 年齢に応じた各種スポーツ教室やスポーツ大会などを充実させ、スポーツ人口の拡大を図ります。
- 地域で活動する団体などの希望に応じて、スポーツ出前講座を推進します。

(2) 健康の維持や体づくりを目的とした活動の推進

- 健康の維持や体づくりを目的とする講演会・学習会の実施や関係機関などと連携した事業を推進します。

(3) 団体・指導者の支援

- 指導者の発掘・育成と指導体制の充実を図るとともに、スポーツイベントを支えるボランティアなどの人材育成を推進します。
- スポーツ少年団や体育協会、スポーツサークルなどの支援を行います。

(4) スポーツ情報提供の推進

- 町ホームページや生涯学習情報紙「まなベル」により町のスポーツ情報の提供を推進します。
- スポーツ団体が主催するイベントなどの広報活動を連携して実施し、情報発信に努めます。

(5) スポーツによる地域コミュニティの強化

- 誰もが楽しめるスポーツを通じ、地域の交流や相互理解の醸成を図ります。
- 地域のスポーツ振興のため、スポーツ推進委員活動を推進します。



